

3 参考資料 (3)

環境の保全と創造に関する条例 (抄)

平成 7 年 7 月 18 日 兵庫県条例第 28 号

第 6 章 地球環境の保全等

第 2 節 地球の温暖化の防止

(地球の温暖化の防止に関する施策の計画的な実施)

第 142 条 県は、地球の温暖化の防止に資するため、大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質の総量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。

(特定物質排出抑制計画の作成等)

第 142 条の 2 大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定めるもの (以下この節において「特定物質」という。) を相当程度多量に排出するものとして規則で定める工場等を設置し、又は管理している者 (以下「特定規模排出事業者」という。) は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出の抑制に係る目標、その達成のために講ずる措置その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた計画 (以下「特定物質排出抑制計画」という。) を、知事が定める指針に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画を変更したときは、変更後の特定物質排出抑制計画を速やかに知事に提出しなければならない。

追加〔平成 15 年条例 20 号〕

(特定物質の排出の抑制)

第 142 条の 3 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画に基づき、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

2 特定規模排出事業者は、規則で定めるところにより、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。

追加〔平成 15 年条例 20 号〕

（特定物質排出抑制計画等の公表）

第 142 条の 4 知事は、第 142 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により提出された特定物質排出抑制計画及び前条第 2 項の規定による報告の内容を取りまとめ、公表するものとする。

追加〔平成 15 年条例 20 号〕

（指導又は助言）

第 142 条の 5 知事は、特定規模排出事業者に対し、特定物質排出抑制計画の作成及び特定物質排出抑制計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うものとする。

追加〔平成 15 年条例 20 号〕

（勧告）

第 142 条の 6 知事は、特定規模排出事業者が第 142 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による提出又は第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告をしなかったときは、当該特定規模排出事業者に対し、当該提出又は報告をすべきことを勧告することができる。

追加〔平成 15 年条例 20 号〕

（特定規模排出事業者による取組状況の公表）

第 142 条の 7 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づく措置その他の特定物質の排出を抑制するための取組の状況を公表するよう努めるものとする。

追加〔平成 15 年条例 20 号〕

第 7 章 雑則

（違反事業者名等の公表）

第 150 条 知事は、第 36 条第 1 項の規定による許可を受けないで工場等を設置している者又は第 45 条若しくは第 48 条の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表するものとする。

2 知事は、第 67 条の 4、第 108 条の 2 第 2 項、第 118 条第 4 項若しくは第 5 項、第 118 条の 2 第 4 項若しくは第 5 項又は第 142 条の 6 の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

一部改正〔平成 13 年条例 12 号・14 年 17 号・15 年 20 号・62 号〕

環境の保全と創造に関する条例施行規則（抄）

平成 8 年 1 月 8 日 兵庫県規則第 1 号

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第 45 条 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

（1） ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 1 条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）

（2） パーフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 2 条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）

（3） 六ふっ化硫黄

2 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める工場等は、燃料及びこれを熱源とする熱又は電気の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の使用量が次に掲げる量以上である工場等とする。

（1） 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。以下同じ。）の前年度の使用量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 3 条に規定する方式により原油の数量に換算したものが 1,500 キロリットル

（2） 電気（他人から供給されたものに限る。以下同じ。）の前年度の使用量が 600 万キロワット時

3 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する特定物質排出抑制計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1） 工場等の名称及び所在地

（2） 工場等において行う事業活動の内容

（3） 事業活動に伴う燃料及びこれを熱源とする熱又は電気の使用量

（4） 特定物質の排出の抑制に関する方針

（5） 特定物質の排出の抑制を図るための推進体制

（6） 事業活動に伴う特定物質の排出量（知事が定める算定方法により算定したものに限り。）

（7） 特定物質の排出の抑制に係る目標及び目標年度

（8） エネルギーの使用の合理化、製造工程における対策等の特定物質の排出の抑制に係る目標の達成のために講ずる措置

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項

4 条例第 142 条の 2 第 1 項の規定による特定物質排出抑制計画の提出は、工場等が第 2 項の工場等に該当することとなった年度の 7 月 31 日までにしなければならない。

追加〔平成 15 年規則 79 号〕

(措置の結果の報告)

第 45 条の 2 条例第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告は、その年度において講じた措置の結果を取りまとめ、翌年度の 7 月 31 日までにしなければならない。

追加〔平成 15 年規則 79 号〕